

## 小牧市浸水防止塀設置補助金交付要綱

〔平成 18 年 2 月 22 日〕  
〔17 小河第 1868-1 号〕

### (通則)

第 1 条 小牧市浸水防止塀設置補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和 34 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第 2 条 補助金は、浸水による家屋の被害を防止し、又は軽減することを目的とする。

### (用語の定義)

第 3 条 この要綱において、「浸水防止塀」とは、浸水による家屋の被害を防止し、又は軽減するための塀で、別表に定めるものをいう。

### (補助の対象)

第 4 条 補助金の交付対象となる施設は、浸水による家屋の被害が発生するおそれがあると市長が認める地区内において、浸水防止塀を設置する施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付対象としない。

(1) 国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人若しくは同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 89 号）第 1 条に規定する会社、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が浸水防止塀を設置する場合

(2) 家屋の新築（大規模な改築を含む。）に伴い、浸水防止塀を設置する場合

(3) 土地家屋の売買を業とする者が、営利を目的として所有している土地に浸水防止塀を設置する場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めた場合

### (補助対象者)

第 4 条の 2 補助金の交付対象となる者は、市税を完納している者とする。

### (補助金の額)

第 5 条 市は、予算の範囲内において、浸水防止塀の長さ 1 メートル当たりの設置に要する費用の額（その額が 17,000 円を超える場合は、17,000 円）に、

当該設置する浸水防止塀の長さ（1メートル未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた長さ）の数を乗じて得た額の2分の1に相当する額以内の額を補助金として交付する。ただし、その額は500,000円（住宅の用に供する家屋以外の家屋に係る浸水防止塀の設置にあつては1,000,000円）を超えないものとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浸水防止塀設置補助金交付申請書（様式第1。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事場所の案内図
- (2) 工事の図面（配置平面図及び構造図）
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 浸水防止塀設置前の現場状況写真（状況が把握できるもの）
- (5) 誓約書（様式第2）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（ブロック、出入口部等の製品カタログ等）

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては浸水防止塀設置補助金交付決定通知書（様式第3）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては浸水防止塀設置補助金不交付決定通知書（様式第4）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをしようとする者は、浸水防止塀設置補助金交付決定通知書を受け取った日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める期間内に申請の取下げがなかった場合は、申請者には補助事業を行う義務が発生するものとする。

（変更承認申請書等）

第9条 第7条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに浸水防止塀設置変更承認申請書

(様式第5)を市長に提出しなければならない。

2 第7条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、第7条中「浸水防止塀設置補助金交付決定通知書」とあるのは「浸水防止塀設置補助金変更交付決定通知書」と、「浸水防止塀設置補助金不交付決定通知書」とあるのは「浸水防止塀設置補助金変更不交付決定通知書」と読み替えるものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定日の前日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(完了報告)

第10条 補助事業者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、浸水防止塀設置工事完了報告書(様式第6)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事完了配置平面図

(2) 工事着手から完了までの写真

(3) 施工業者からの請求書及び領収書の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、補助金等確定通知書を受け取った日から起算して20日以内に浸水防止塀設置補助金交付請求書(様式第7)を提出するものとする。ただし、最終請求日は、翌年度の4月30日とする。

2 補助金は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

(現地調査)

第12条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて工事の施工状況等を現地において調査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

浸水による家屋の被害を防止するための塀

名 称	内 容
浸水防止塀	土盛又はブロック塀等で宅地への浸水を防止する施設。（宅地全体及び家屋の嵩上げは対象外）
浸水防止板	(1) 宅地、建物等の出入口に設置する板により、浸水を防止するための施設で、取外し又は移動が可能なもの（関連工事により打設する土間コンクリートを含む。） (2) 浸水を防止するためにブロック塀等及び建物の換気口等に設置する板